

# “スペインかぜ”流行とわが国の衛生行政 ——内務省衛生局『流行性感冒予防心得』と 大日本私立衛生会『予防注意書』の比較を中心に——

逢見 憲一

国立保健医療科学院生涯健康研究部

受付：令和3年9月30日／受理：令和4年10月24日

**要旨：**わが国の“スペインかぜ”の流行初期に発行された内務省衛生局『流行性感冒予防心得』と大日本私立衛生会『予防注意書』を比較した。

従来の伝染病対策の通用しない“スペインかぜ”流行に対して、私立衛生会『注意書』は、人々の理解にもとづいた行動の変容という対策をいち早く打ち出していたのに対して、衛生局『心得』は、感染源の特定、隔離といった発想を払拭しきれていなかった。その背景としては、(1)“明治19年の頓挫”により、地方の衛生行政が警察の所管となって取締行政に特化してしまっていたこと、(2)“伝染病研究所移管事件”によって感染症研究と対策に通じた北里柴三郎一門が一斉に下野してしまっていたこと、などが考えられた。

**キーワード：**“スペインかぜ”，内務省衛生局，大日本私立衛生会，明治19年の頓挫，伝染病研究所移管事件

## I はじめに

2020(令和2)年、COVID-19(新型コロナウイルス)が世界的に流行した。この流行に関し、100年前の世界的流行である“スペインかぜ”流行と衛生行政の関わりから、現代への知見を得ることができるものと期待される。

また、近年では、インフルエンザ等の世界的流行に対して、予防接種や抗ウイルス薬といったワクチンや薬剤に依拠するばかりではない、検疫、学校閉鎖、集会の禁止などの“公衆衛生的介入(Non-pharmaceutical Interventions)”が注目されている<sup>1-3)</sup>。特に“スペインかぜ”パンデミックに際して米国でこれらの方策が有効だったことが示されており、貴重な教訓となっている<sup>4)</sup>。わが国においても、このような“公衆衛生的介入”は予防接種、マスクの着用とともに、“スペインかぜ”パンデミックに際して形成された<sup>3)</sup>。

筆者はこれまで、“スペインかぜ”および明治期以降第二次世界大戦前のインフルエンザ流行について、“超過死亡”の手法等を用いて定量的に分析してきた<sup>3,5-12)</sup>。本稿では、わが国における“スペインかぜ”を含むインフルエンザ流行の歴史を踏まえた上で、“スペインかぜ”流行に対するわが国の行政と専門家、住民の認識を検討した上で、わが国の衛生行政の問題点を検討することを目的とした。

## II 方法

方法としては、ほぼ同時期に発行された、1919(大正8)年1月の内務省衛生局『流行性感冒予防心得』(以下、『心得』)と、同年2月の大日本私立衛生会『予防注意書』(以下、『注意書』)における、「流行性感冒」に対する認識、対処方法、人々への指示や呼びかけの仕方等について比較した。また、前者の内務省衛生局『心得』は、同1919

(大正8)年の10月にも刊行されているため、その内容等の変遷についても検討した。さらに、1920(大正9)年秋に発せられる予定であったと思われる内務省衛生局『心得』に関する新聞記事もあわせて検討した。

資料としては、『心得』については、1919(大正8)年1月に刊行された版(以下、1月版『心得』)については、防衛研究所戦史研究センター史料室が所蔵し、インターネット上で公開している画像資料<sup>13)</sup>を、1919(大正8)年10月に刊行された版(以下、10月版『心得』)は、千葉県文書館の所蔵する画像資料<sup>14)</sup>を使用した。

大日本私立衛生会『予防注意書』(1919(大正8)年2月)については、配布されたとされる『注意書』の現物は確認されなかったため、大日本私立衛生会雑誌1919(大正8)年2月号に掲載された『注意書』の採録記事を用いた<sup>15)</sup>。

あわせて、それらに関連する新聞記事、大日本私立衛生会雑誌の記事・論文等も検討した。

なお、上記の当時の資料では、“スペインかぜ”に対する、当時有効と考えられていた予防接種について、「予防注射」の語が用いられている。両者は、ほぼ同義と考えられるが、本稿では、資料中あるいは資料の引用で「予防注射」が用いられていた場合には、そのまま「予防注射」の語を用い、筆者の考察においては、「予防接種」を用いている。

### Ⅲ 結果

#### 1. 衛生局『心得』、私立衛生会『注意書』の配布状況について

内務省衛生局『流行性感冒』<sup>16,17)</sup>によれば、内務省衛生局の1月版『心得』は、1919(大正8)年2月1日地方長官あてに悪性感冒の予防撲滅に関する件についての通牒を出した時に5万部印刷され「各府県に配布」<sup>16)</sup>(p.117)されていた。

10月版『心得』は、内務省衛生局『流行性感冒』<sup>16,17)</sup>によれば、1919(大正8)年10月22日地方長官あてに注意事項を一般に周知させるよう通牒を出した時に改訂し、5万部が「廣ク各府県ニ配布」<sup>16)</sup>(p.122)された。さらに、1919(大正8)

年12月11日の報知新聞記事<sup>18)</sup>および大日本私立衛生雑誌の同年12月号の記事<sup>19)</sup>によれば、十数万枚が全国各市町村に配布された。また、大阪朝日新聞鳥取・島根版記事<sup>20)</sup>によれば、鳥取県では同年11月24日付で予防心得が各郡市役所各町村役場および各中学校等へ配布されていた。さらに、大日本私立婦人衛生会発行の「婦人衛生雑誌」によれば、警視庁は『心得』を戸毎に配布していた<sup>21)</sup>。

私立衛生会『注意書』については、大日本私立衛生会雑誌記事によれば、「本會は、今回の『流行性感冒』に対する家庭の心得」として左の注意書数万を各所に配布して豫防に關する注意を促せり。」とあり、数万部配布されていた<sup>15)</sup>。

#### 2. 衛生局『心得』、私立衛生会『注意書』の比較 (1) 1919(大正8)年1月版衛生局『心得』

表1に、1919(大正8)年1月版衛生局『流行性感冒予防心得』の全文を示す<sup>13)</sup>。

原文は、縦書き、黒赤二色印刷で一枚の紙に印刷されていた。漢字にはすべてふりがなが付されており、ふりがなは、たとえば「傳染する」の「傳染」に「うつる」と振っているように、単純によるのみがなをつけるのではなく、その意味をかみ砕いた和語を当てはめていた。

まず冒頭に「流行性感冒豫防心得」と、大きく太字で題され、「流行性感冒」には「はやりかぜ」とふりがなが振られていた。

「心得」の本文は「はやりかぜは如何して傳染するか」、「罹らぬには」、「罹つたなら」、「此外氣を付くべきことは」の、4つの大項目に分かれていた。それぞれの大項目に次いで、「一」、「二」、「…」の漢数字で番号を付された中項目が、それよりも小さな字で小項目が並べられているものがあった。文中の「はやりかぜ」および「かぜ」のみ、ゴシック体の、おそらくは太文字であった。また、それぞれの表題は、赤い太枠で囲まれ強調されていた。

「はやりかぜは如何して傳染するか」の大項目では、「はやりかぜ」について、感染の性質や飛沫の飛ぶ範囲などについて説明されていたが、「は

表1 内務省衛生局『流行性感冒予防心得』（1919（大正8）年1月）

は や り か ぜ よ ぼう こ う こ ろ え  
流行性感冒豫防心得

(大正八年一月内務省衛生局)

は や り か ぜ は 如 何 し て 傳 染 す る か

は や り か ぜ は 主 に 人 から 人 に 傳 染 す る 病 氣 で あ る か ぜ 引 い た 人 が 咳 や 嘔 を す る と  
眼 に も 見 え な い 程 微 細 な 泡 沫 が 三、四 尺 周 圍 に 吹 き 飛 ば さ れ 夫 れ を 吸 ひ 込 ん だ 者  
は 此 病 に 罹 る

か ぜ を 引 い て 治 つ た 人 も 當 分 の 間 は 鼻 の 奥 や 咽 頭 に 此 病 毒 が 残 つ て 居 り 又 健 康 な

人 の 中 に も 鼻 や 咽 頭 に 病 毒 を 持 て 居 る こ と が あ る 是 等 の 人 々 の 咳 や 嘔 の 泡 沫 も

病 人 同 様 危 険 で あ る

罹 ら ぬ に は

一、 病 人 又 は 病 人 ら し い 者、咳 す る 者 に は 近 寄 つ て は な ら ぬ

病 中 話 な ど す る の は 病 人 の 爲 め で も な い か ら 見 舞 に 行 つ て も 可 成 玄 關 で す  
ま す が よ い

病 家 で は 御 客 様 を 絶 對 に 病 室 に 案内 し て は な ら ぬ

二、 澤 山 人 の 集 つ て 居 る 所 に 立 ち 入 る な

時 節 柄 芝 居、寄 席、活 動 寫 真 な ど に は 行 か ぬ が よ い

急 用 な ら ざ る 限 り は 電 車 な ど に 乗 ら ず に 歩 く 方 が 安 全 で あ る

か ぜ の 流 行 す る 時 節 に 人 に 近 寄 る 時 は 用 心 し て 人 の 咳 や 嘔 の 泡 沫 を 吸 ひ 込 む

様 注 意 な さ い

三、 人 の 集 つ て 居 る 場 所、電 車、汽 車 な ど の 内 で は 必 ず 呼 吸 保 護 器（「レ ス プ レ

ー ター」、又 は「ガ ー ゼ マ ス ク」と も い ふ）を 掛 け、そ れ で な く ば 鼻、口 を「ハ ン ケ

チ」手 拭 な ど で 輕 く 被 ひ な さ い

「ハ ン ケ チ」も 手 拭 も あ て ず に 無 遠 慮 に 咳 す る 人 嘔 す る 人 か ら 遠 か れ

四、 鹽 水 が 微 温 湯 に て 度 々 含 嗽 せ よ、含 嗽 藥 な れ ば 尚 ほ 良 し

食 後、寝 る 前 に は 必 ず 含 嗽 を 忘 れ る な

## 罹つたなら

一、 **なぜ**を引いた **な**と思つたなら直に寢床に潜り込み **醫師**を呼べ

ただ ばか ばいやりやうじ あんしん そとで わり はいえん  
普通のかぜと馬鹿にして賣藥療治で安心するな、外出したり、無理をすると肺炎を

起こし取り返しの着かぬことになる

二、 **病人**の**部屋**は**可成別**にし**看護人**の外は**其**の**部屋**に入れてはならぬ

かんごにん かない びやうしつ はい かなら こきふ ほ ごき か  
看護人や家内のものでも病室に入るときは必ず呼吸保護器を掛けよ

三、 **治**つたと思つても**醫師**の**許**しのある**迄**は**外**に出るな

じしん ゆ かへ このやまひ ぶりかへし おそ  
地震の震り返しよりも此病気の再発は怖ろしい

## 此外氣を付くべきことは

一、 **家**の**内外**を**清潔**に**掃除**し**天気**のときは**戸障子**を開け放て

へや そうじ なるべくちり た やう ざふきんが とう  
室の掃除は可成塵埃の立たざる様に雑布掛けするのが一等

いへ まわり ちり た ま みづ ま のちは  
家の周囲は塵埃の立たぬやうに先づ水を撒いて後掃け

がくかう しょうちえん きしゆくしや こうぜう こと これら き つ  
学校、幼稚園、寄宿舎、工場などでは殊に是等のことに氣を付けよ

や ど や かしせき きやく あひだ ひなか へ や しやうじ あ お  
旅人宿、貸席などは客のない間は日中必ず部屋の障子を開けて置け

二、 **寝具****寝衣**などは**晴天**の**日**には**必ず****日**に**曝**せ

三、 **用心**に**亡**びなし、**健康**者も**用心**が**肝**心

よわい こども としより じびやう もの こと ようじん  
幼弱なる子供、老人、持病ある者は殊に用心せよ

四、 **人前**で**咳**や**嚏**をするときは、**公德**を**重**じ**必ず**「**ハンケチ**」か**手拭**などで

**鼻**、**口**を被へ

五、 **病人**の**喀痰**、**鼻汁**などで**汚**れたものは**焼**くか**煮**るか**薬**で**消**毒**せ**よ

びやうしつない よご しまつ いしや そうだん ぬかり やう  
病室内の汚れたものの始末は醫者に相談して遺漏ない様にせよ

出典：文献 13)

注：原文は縦書き、黒赤二色印刷。書体、字の大きさ、ふりがな等は、なるべく原文を再現している。囲み線は、原文では赤い囲み線。網かけは、原文では赤字。

やりかぜ」の定義あるいは流行の全般についての説明はなく、症状やその程度などについても説明されていなかった。「はやりかぜ」は、漢字の「流行性感冒」ではなく、ひらがなの「はやりかぜ」とのみ記されており、以降の記述でも、「はやりかぜ」あるいは「かぜ」とのみ記されていた。また、患者および保菌者が“危険”であることを強調していた。

次いで、「罹らぬには」の大項目では、まず、最初の中項目において、「一、病人又は病人らしい者、咳する者には近寄つてはならぬ」と、感染者あるいは感染の疑われる者への近接の禁止を命じていた。続く小項目では、「病中話などするのは病人の爲めでもない」、「見舞に行つても可成玄關ですますがい」と指図していた。続く小項目では、「病家では御客様を絶対に病室に案内してはならぬ」と、「御客様」と「病人」との接触を、非常に強く禁止していた。

次の中項目において「二、澤山人の集つて居る所に立ち入るな」と、不特定多数の密集する場所への立ち入りを禁止していた。それに続く小項目では、「芝居、寄席、活動寫眞」に行かぬよう、また、「急用ならざる限りは電車などに乗らずに歩く方が安全である」と指図していた。さらに続く小項目では、「人に近寄る時は用心して人の咳や嚏の泡沫を吸ひ込まぬ様注意なさい」と、注意を指示していたが、その具体的な方法は述べていなかった。「三、」の中項目では、「二、」で出入りを禁じていたはずの「人の集つて居る場所、電車」への出入りを前提に、「呼吸保護器」の着用などを命じていた。続く小項目では、つい直前の中項目で命じた「ハンケチ」「手拭」の着用を前提に、それらをあてずに咳をする人を「無遠慮」と決めつけていた。中項目「四、」では、含嗽を推奨していたが、続く小項目では、外出からの帰宅時ではなく、「食後、寝る前」に「必ず」含嗽するよう命じていた。

次いで、「罹つたなら」の大項目では、まず、最初の中項目において、「一、かぜを引いたなと思つたなら直に寢床に潜り込み醫師を呼べ」と、医師の呼び出しを命じていた。続く小項目では、「普

通のかぜと馬鹿にして賣藥療治で安心するな」と、それまで定義も区別もしていなかった「かぜ」について、「馬鹿にし」ないように命じ、さもないと「肺炎を起し取り返しの着かぬことになる」と脅していた。中項目「二、」では、患者の家庭内での隔離を命じていた。中項目「三、」では、「治つたと思つても醫師の許しのある迄は外に出るな」と、医師を引き合いに出して外出を禁じていた。続く小項目では、再発の危険性を地震に例えて脅していた。

最後の「此外氣を付くべきことは」の大項目では、家と周囲の掃除、各種施設の掃除、寝具寝衣の掃除を命じていたが、「はやりかぜ」罹患の有無については論及されず、一般的な命令であった。三番目の中項目も、「三、用心に亡びなし、健康者も用心が肝心」と、一般的な用心を呼びかけるものであり、続く小項目も、「幼弱なる子供、老人、持病ある者は殊に用心せよ」と、「用心」の具体的な内容はなく、一般的な用心を呼びかけるものであった。四番目の中項目では、「公德を重じ必ず『ハンケチ』か手拭などで鼻、口を被へ」と、周囲への伝播を防ぐ方法を、「公德」を題目として命令していた。最後の五番目の中項目では、患者の周囲の衛生について命じていたが、続く小項目では、「病室内の汚れたものの始末は醫者に相談して遺漏ない様にせよ」と、大項目「罹つたなら」の中項目「三、」と同様に、医師への相談を命じていた。

## (2) 1919（大正8）年2月私立衛生会『注意書』

表2に、私立衛生会『注意書』の全文を示す<sup>15)</sup>。こちらは、「方法」で述べたとおり、大日本私立衛生会雑誌に採録されたものであり、『注意書』の現物は確認されなかった。雑誌内では、縦書き、多くは明朝体で印刷されていたが、一部の単語は太字のゴシック体で印刷されていた。表題「流行性感冒に對する家庭の心得」は、大きな太字の明朝体で書かれ、太枠で囲まれ強調されていた。漢字にはすべてふりがなが付されており、『心得』と同様に、ふりがなは、単純によみがなをつけるのではなく、その意味をかみ砕いた和語を当てはめ

表2 大日本私立衛生会『予防注意書』(1919(大正8)年2月)

## 流行性感冒に対する家庭の心得

流行性感冒はたゞの『かぜ』ではありません、

怖ろしい傳染病です。

昨年以來世界各國を脅かした流行性感冒は頗る悪性で動もすれば肺炎を併發して

生命を奪らるゝものが非常に多くありますから、左に其豫防法を述べて是非々々皆様

の御實行を願ひたいのであります。

(一)流行性感冒といふから風引の様な感じがして兎角輕侮する傾きがありますが、

是が抑々の間違ひです。此病氣は中々ソナナ輕いものではなく、實に恐ろしい

特別の傳染病ですから、十分な注意と努力で豫防しなければ酷ひ目に逢ひま  
す。

(二)已むを得ざる場合の外多數集合する場所、假令ば活動寫眞、芝居、寄席など

へ出入りせぬが良い。と云ふのは、是等の場所には輕症の感冒患者が盛んに

微菌を散らして居るからであります、別けて込合つて居る電車などでは充分の

注意を要します。

(三)若し已むを得ず外出して右様の場所に立入る場合は、成る可く呼吸保護器

(レスヒラートといつて塵埃を漉し空氣を清淨にするもの)又は襟巻、手巾な

どで鼻口を覆ふことを忘れてはなりません。

(四)時々含嗽するのが豫防に有効です、別して外出から歸宅したる時は必ず含嗽す

ることです。含嗽薬には五十倍の硼酸か鹽剥は良いのですが、已むを得ぬ時は

稀薄な食鹽水か微温湯でも差支ありません。

(五)電車又は集會の場所で咳や嚏をするときは其沫が他人にかゝらぬ様手巾など

にて鼻口を覆ふのが作法ばかりでなく公徳であります。

(六)感冒患者の家に出入せず、咳嗽する人には成るべく接近せぬが一番です。

(七) 部屋の裡は平常よりも頻繁に隅から隅まで掃除をして所謂消毒の清潔法を實行

し、晴天の日には時々開放して日光と空氣を迎へ入れなさい、殊に流行性感冒

患者快復後の部屋には之を實行なさい、左もないと再び發する虞がありま

す、又幼児、老人、妊婦などの居る部屋は戸障子の隙間を塞ぎ、程好き**温度**と

**濕氣**を保ち風邪を引かぬ様細かに注意せねばなりません。

(八) 學校から歸つた小供には含嗽と同時に必ず顔と手足を洗はせなさい。

(九) 頭痛、發熱、咳嗽など身體に異常あるときは速かに醫師の診療を受け一刻も

早く手當をするのが肝要です。

(十) 家内に患者の出た時は別室に**離隔**して看護人の外は家人も見舞客も猥りに

室内に入れてはなりません。

(十一) 看護人は常に呼吸保護器を用ひ尚消毒を嚴重にするは言ふ迄もありません。

(十二) 患者の**寢具**と**衣類**とは必ず他人の分と區別し、飲食用器具は其

都度熱湯を注いで洗ふ事です。

(十三) 患者の痰は最も嚴重に始末をせねばなりません、其最も簡便の

方法は瀨戸物の痰壺に吐かせ置き、之に**洗濯曹達**を一掴み入れ其上から熱湯を

注ぎ能く混ぜたる後是用所に捨てるのです。

(十四) 患者の寢道具や衣類は充分に日光におほしなさい、**日光**は黴菌を殺

す最良の武器で有ます。

大正八年二月

東京市麴町區大手町

大日本私立衛生會

出典：文献 15)

注：原文は縦書き。書体、字の大きさ、ふりがな等は、なるべく原文を再現している。

ていたが、『心得』と比較すると、漢語のよみがなも多くみられた。

また、文体は、『心得』の命令調とは異なり、「です」、「あります」等の「ですます調」であった。

最初に、大きな見出し「□流行性感冒はたゞの『かぜ』ではありません、怖ろしい傳染病です。」があり、以下(一)から(十四)の項目に分けて記載されていた。大きな見出しは、上記のもののみであった。

この大見出しにおいて、「流行性感冒」は大きな太字のゴシック体で強調されていた。また、「流行性感冒」のふりがなは、『心得』の「はやりかぜ」とは異なり、「りうかうせいかんぼう」であった。また、『心得』とは異なり、見出しおよび本文中でも、「流行性感冒」の語が用いられていた。また、やはり『心得』とは異なり、この見出しにおいて、「流行性感冒」は「かぜ」とは異なる傳染病であると述べ、その脅威を強調していた。また、見出しでは、「流行性感冒」が太字のゴシック体で強調されていた。

見出しに続く地の文では、「昨年以來世界各國を脅かした流行性感冒は」と、「流行性感冒」の流行した時期と地理的範囲を述べて、「頗る悪性で動もすれば肺炎を併發して生命を奪らるゝものが非常に多くあります」とその脅威の理由について、具体的に説明していた。さらに、「左に其豫防法を述べて是非々々皆様の御實行を願ひたいのであります。」と、これから予防法を述べる旨を述べ、読者に対してその実行を丁寧に訴えかけていた。これは、内務省衛生局『心得』が、飛沫感染について、抽象的に述べていたこととは異なっていた。

続く項目(一)では、見出し、前文に続いて、「流行性感冒」は「かぜ」とは異なる傳染病であると述べ、その脅威を強調していた。この項目では、「傳染病」が、太字のゴシック体で強調されていた。

『注意書』では、続く項目(二)から、具体的な予防法を述べていた。まず、(二)「已むを得ざる場合の外多數集合する場所、假令ば活動寫眞、芝居、寄席などへ出入りせぬが良い。」と、不特定多

数の集合する場所に入出入りしない様示唆した上で、その場所を具体的に示し、直後に、出入りすべきではない理由を示していた。その上で、「別けて込合つて居る電車などでは充分の注意を要します。」と、特に注意すべき場所を示していた。これは、不特定多数の、健常と目される人々の間の行動に関するものであって、内務省衛生局『心得』が最初に示した具体的な行動が、病人あるいは病人と目される人への近接の禁止であったこととは対照的であった。

続く項目(三)では、項目(二)を受けて、「成る可く呼吸保護器」などで鼻口を覆うことを促していた。ここでは、「呼吸保護器」の使用は「成る可く」であり、内務省衛生局『心得』が「必ず呼吸保護器」を掛けるよう命じていたこととは異なっていた。また、『注意書』では「呼吸保護器」とその機能について解説を付していた。

続く項目(四)では、内務省衛生局『心得』が、「含嗽」するよう、理由を明示せずに頭ごなしに命令していたのに対して、「時々含嗽するのが豫防に有効です」とその理由を説明していた。また、「別して外出から歸宅したる時は必ず含嗽することです。」と、外出から歸宅時の含嗽が必要であることを強調していた。さらに、含嗽薬について具体的な例示をしていた。

続く項目(五)では、「電車又は集會の場所で咳や嘔をするときは其沫が他人にかゝらぬ様手巾などにて鼻口を覆ふのが作法ばかりでなく公德であります。」と、公共の場所で鼻口を覆うことを、その理由も交えて、「作法」「公德」として人々の公共心に訴える記述となっていた。これは、内務省衛生局『心得』が、「公德を重じ必ず」『鼻口を被へ』と命令調であったこととは対照的であった。

以上は健常人々への訴えであり、続く項目(六)で、初めて感染者に近接しないよう論じていた。これは、内務省衛生局『心得』が、対策の最初に「一、病人又は病人らしい者、咳する者には近寄つてはならぬ」と命じていたこととは対照的であった。

続く項目(七)では、内容は家と周囲の掃除に

転じ、「殊に流行性感冒患者快復後の部屋には之を實行なさい、左もないと再び發する虞があります」と、特に実行すべき場合とその理由を説明していた。さらに、「又幼児、老人、妊婦など」の特に配慮すべき対象を述べ、温度と湿度の管理が必要であることを明示していた。これは、内務省衛生局『心得』が、具体性のない一般的な命令であったこととは対照的であった。

また、続く項目(八)では、「學校から歸つた小供には含嗽と同時に必ず顔と手足を洗はせなさい。」と、特に小児について、帰宅時の含嗽、洗顔、手足の洗淨を勧めていた。

続く項目(九)では、身体に異常のある時に限定して、医師への受診を勧めていた。これは、内務省衛生局『心得』が安易に医師の呼び出しを命じていたこととは異なっていた。

続く項目(十)では、「家内に患者の出た時は別室に離隔して看護人の外は家人も見舞客も猥りに室内に入れてはなりません」と、(十一)では、「看護人は常に呼吸保護器を用ひ尚消毒を嚴重にするは言ふ迄もありません」と感染者と看護にあたる人への注意を述べていた。

続く項目(十二)、(十三)、(十四)では、患者の周囲の衛生について述べていた。これは、内務省衛生局『心得』が医師への相談を命じていたのとは異なっており、また具体的な方法も明示していた。

### (3) 1919(大正8)年10月版衛生局『心得』

表3に、10月版衛生局『心得』を示す<sup>14)</sup>。

原文の様式は、1月版『心得』とほとんど同様であったが、一部、削除と追加がみられた。表3では、1月版『心得』と同一である箇所を[…], 1月版『心得』から削除された箇所を取り消し線で、10月版『心得』において新たに追加された箇所を<>で示している。

「はやりかぜは如何して傳染するか」の大項目は、1月版『心得』と同様であり、変更はみられなかった。

「罹らぬには」の大項目では、中項目「二、」において、「三四尺離れ」の記述を加えるなど、より

具体的な記述になっていた。また、1月版にはなかった中項目が加えられ、「五、子供、老人、持病ある者、身體の弱き者は罹り易くまた罹ると重くなるから」と、特に配慮すべき対象とその理由が加えられていたが、具体的な方法は、便通の改善と胃腸への配慮であった。

「罹つたなら」の大項目は同内容で追加もみられなかった。「此外氣を付くべきことは」の大項目では、1月版にはなかった「豫防注射も用心の一つ」の文章が加えられていたものの、予防接種について新たな中項目が加えられていたわけではなかった。なお、中項目「五、」においては始末の方法がやや具体的になっていたが、続く小項目「病室内の汚れたものの始末は醫者に相談して遺漏ない様にせよ」は、10月版『心得』においてもそのまま残されていた。

### 3. 衛生局『心得』、私立衛生会『注意書』に関する新聞雑誌記事

#### (1) 大日本私立衛生会雑誌の『心得』に関する記事

内務省衛生局の10月版『心得』に関し、大日本私立衛生会雑誌の1919(大正8)年12月号には、その配布と内容を紹介する記事<sup>19)</sup>が、また、翌1920(大正9)年1月号には、10月版『心得』の概要<sup>22)</sup>が掲載されていた。紹介記事では、ほぼ10月版『心得』の大項目および中項目に沿って紹介していたが、『心得』の「せよ」「ならぬ」等の命令調は、「近寄らぬがよい」「病室に入らぬがよい」などと直されている文体もみられた<sup>19)</sup>。また、『心得』の「罹つたなら」に相当する導入部分は「萬一是に罹つたなら」という仮定の文章となっていた。また、10月版『心得』では、続いて「医師を呼べ」の項目があったが、紹介記事では該当部分は記事の末尾付近に移動され、代わりに「病人の部屋を別にし」が続いていた。また、『心得』の「此外氣を付くべきことは」の掃除や消毒に関する項目は大部分省略され、「医師を呼べ」の項目とともに末尾に置かれていた<sup>19)</sup>。

一方、翌1920(大正9)年1月号に掲載された概要は、上記の概要とは異なり、10月版『心得』にほぼ沿った内容となっていた<sup>22)</sup>。

表3 内務省衛生局「流行性感冒予防心得」(1919(大正8)年10月)

は や り か ぜ よ ぼ う こ こ ろ え  
流行性感冒豫防心得

(大正八年十月内務省衛生局)

は や り か ぜ は 如 何 し て 傳 染 す る か

[…]

か か  
罹らぬには

一、 […]

二、 […]

かぜの流行する時節に人に近寄る時<人と対談する時>は用心して<三四尺離

れ>人の咳や嚏の泡沫を吸ひ込まぬ様注意なさい

三、 […]

四、 […]

<五、子供、老人、持病ある者、身體の弱き者は罹り易くまた罹ると重くなるから常

に便通をよくし腸胃を悪くせぬ様用心せよ>

か か  
罹つたなら

一、 […]

二、 […]

三、 […]

ほ か に き つ  
此外氣に付くべきことは

一、 […]

二、 […]

三、 用心に亡びなし、健康者も用心が肝心<、豫防注射も用心の一つ>

幼弱なる子供、老人、持病ある者は殊に用心せよ

四、 […]

五、 病人の喀痰、鼻汁などで汚れたものは<便所に棄てるか>焼くか煮るか<

又は>薬で消毒せよ

[…]

出典：文献14)

注1：原文は縦書き，黒赤二色印刷。書体，字の大きさ，ふりがな等は，なるべく原文を再現している。囲み線は，原文では赤い囲み線。網かけは，原文では赤字。

注2：[…]は項目が1月版『心得』と同一である箇所。取り消し線は，10月版『心得』において削除された箇所，<>は，10月版『心得』において追加された箇所。

## (2) 婦人衛生雑誌「流行性感冒予防の心得」

同様に、当時東伏見宮妃周子殿下を総裁としていた私立大日本婦人衛生会の発行する『婦人衛生雑誌』1920（大正9）年1月号の『流行性感冒予防の心得』と題する記事<sup>21)</sup>で、内務省衛生局の10月版『心得』の配布と内容が紹介されていた。

その婦人衛生雑誌の記事<sup>21)</sup>を表4に示す。記事では、前段で、“スペインかぜ”に関して、「悪性の感冒」と解説していた。次いで、「如何にして傳染するか」の項目で、衛生局『心得』同様、「流行性感冒」に「はやりかぜ」とふりがなされていたが、それ以下の項目では『心得』の「はやりかぜ」「かぜ」の語は省略されていた。また、衛生局『心得』の「せよ」「ならぬ」等の命令調は、「すること」等の箇条書きに直されていた。

「罹らぬには」の項目では、衛生局『心得』の「病家では御客様を絶対に病室に案内してはならぬ」は、婦人衛生雑誌では省略されていた<sup>21)</sup>。

また、婦人衛生雑誌では、具体的な先行や乗り物の禁止はなく、外出時にマスクの着用を求めるものとなっていた。また、「呼吸保護器」のふりがなも「くちおほひ」と、かみ砕いた和語を用いていた<sup>21)</sup>。

また、衛生局『心得』では、「食後、寝る前」の含嗽を命じていたが、婦人衛生雑誌では省略されていた<sup>21)</sup>。

さらに、婦人衛生雑誌では、「罹らぬには」の項目に「醫師に相談して成るべく豫防注射を受けること」の記述があった。これは、衛生局10月版『心得』では、「豫防注射も用心の一つ」の記述が、「此外氣を付くべきことは」で述べられ、しかも新たな項目が加えられていたのではなかったことは異なっていた<sup>21)</sup>。

「罹つたなら」の項目では、まず、「頭痛、發熱、咳嗽等身體に異常ある時は速に醫師の診察を受ける事」と、衛生局『心得』が「かぜを引いたなと思つたなら」と曖昧であったこととは異なり、具体的な症状を示した上で医師への受診を勧めていた。また、婦人衛生雑誌では、売薬治療への禁止や地震に例えて脅す記述も省略されていた。また、衛生局『心得』では「此外氣を付くべきこと

は」の項目に記載されていた、患者の衛生管理に関する項目は、婦人衛生雑誌では、この「罹つたなら」の項目で詳細に記述されていた。そして、婦人衛生雑誌記事の「此外氣を付くべきこと」は、2項目に簡略化され、「必ず」ではなく「時々」など実行し易いよう配慮がなされていた<sup>21)</sup>。

## (3) 衛生局『心得』に関する新聞記事

1920（大正9）年の秋には、9月17日に読売新聞に『欧州に流行のクリップ風邪、我が内務省を騒がす』の見出しで、第3回目の流行に備えるための『心得』を作成中との記事<sup>23)</sup>が掲載されていた。この記事では、同年9月20日に内務省地方長官会議の注意事項の筆頭に「流行性感冒予防心得」を提案する予定であることが述べられていた。その構成は、「はやりかぜは仕うして傳染するか」という条項で伝染経路の概要を述べ、「罹らぬには」という条項で予防事項、「罹つたなら」という条項で治療法の注意や売薬の危険を教え、「氣を付くべきことは」という条項で室内の掃除法から寝具の手入れにいたるまで説明を与える、というものであった。

これらの条項の構成は1月版および10月版の『心得』と一致し、内容もそれらと整合していた。また、印刷等についての記述も、「赤白の二度刷りとし振假名付で説明を與へ」と、それまでの『心得』と一致していた。

しかし、それらの条項の詳細な内容は記述されていなかった。

## (4) 北里柴三郎『流行性感冒予防の儀に付建議』、『流感豫防ポスター』

1919-1920年の後流行の最中である1920（大正9）年2月号の大日本私立衛生会雑誌の巻頭に、大日本私立衛生会頭の北里柴三郎による「流行性感冒予防の儀に付建議」<sup>24)</sup>および同会が配布したという「流感豫防ポスター」<sup>25)</sup>が記載されていた。

表5に、「流行性感冒予防の儀に付建議」<sup>24)</sup>を示す。建議は、流行性感冒の蔓延と病勢の悪化、当局の告諭が徹底していないこと、患者の隔離消毒が行われていないこと、マスクや「予防注射」も

表 4 婦人衛生雑誌「流行性感冒予防の心得」(1920 (大正 9) 年 1 月)

## 家庭衛生

### 流行性感冒豫防の心得

たいしやう ねん ぐわつごころ あくせい かんぼう りうかういた さくねん ことし りうかう ますます  
 大正七年五六月頃から悪性の感冒が流行致しまして、昨年も今年も流行し、益々  
 せいしつ わる き さくこんすこぶ しやうけつ きは ひゞ しばうしや すく もやう  
 性質が悪くなって来たやうで、昨今頗る猖獗を極め日々死者も尠なくない模様で  
 あります。よつ けいしちやう き ごと りうかうせいかんぼうよぼう ころえ くわん すりもの ことごと はいふ  
 致しました。實際この豫防心得を守れば充分であらうと信じます。

#### 如何にして傳染するか

- 一 流行性感冒は傳染する病氣である
- 一 患者の咳や 嘔 をすると微細な泡沫が三四尺周圍に吹き飛ばされ夫れを吸ひ込む  
 だ者は此病に罹るのである
- 一 治癒せる人も當分の間は鼻や咽頭に此の病毒が残つて居り又健康な人にも此の  
 病毒をもつて居ることがあるから是等の人々の咳や 嘔 の泡沫も病人同様危険である

#### 罹らぬには

- 一 病人又は咳する者には近寄らぬこと
- 一 病氣見舞に行つてもなるべく玄關ですますこと
- 一 人と談話する時は用心して三四尺離れ咳や 嘔 の泡沫を吸ひ込まぬ様注意すること
- 一 多衆集合する所には成るべく立ち寄らぬこと
- 一 外出する時は必ず呼吸保護器を用うること
- 一 含嗽薬 (食鹽水又は微温湯にて可なり) にて度々含嗽すること
- 一 人の前にて咳や 嘔 をする時は布片又は紙等にて鼻口を覆ふこと
- 一 醫師に相談して成るべく豫防注射を受ること

#### 罹つたなら

- 一 頭痛、發熱、咳嗽等身體に異常ある時は速に醫師の診察を受る事

- 一 患者は室を別にして看護人の外猥に出入せざること
- 一 看護人は必ず呼吸保護器を用ひ看護の都度手指を消毒すること
- 一 患者の用具は之を區別し食器は使用の都度煮沸し若くは熱湯を注ぐこと
- 一 患者の唾、鼻汁等を拭ひたる布片又は紙等は焼却するか或は消毒薬（已を得ざる場合は普通水にて可なり）を入れたる唾壺などに入れ置き便池に乗つこと
- 一 患者が治癒したる時は醫師の指圖に従ひ病毒に汚染したる物品を消毒すること
- 此の外氣を付くべきこと**
- 一 家の内外を清潔に掃除し晴天の日には戸障子を明け放つこと
- 一 寝具、寝衣などは時々日光に曝すこと

出典：文献21)

注：原文は縦書き。書体、字の大きさ、ふりがな等は、なるべく原文を再現している。

表5 北里柴三郎『流行性感冒予防の儀に付建議』（1920（大正9）年2月）

### 流行性感冒豫防ノ儀ニ付建議

流行性感冒今也市内各區ニ蔓延シ而モ病勢酷惡ニシテ日々ノ死者無算ノ慘況ヲ呈ス、當局ハ夫々令達訓諭甚た努ムルカ如キモ趣旨洽ク徹底スルニ至ラス、患者ノ隔離病毒ノ消毒等殆ンド行ハル、所ナキノミナラズ、當局カ極力勸誘スル「マスク」ノ使用及豫防注射ノ如キモ市民中僅カニ十中ノ一二過キス實ニ遺憾ノ次第ナリトス、仍テ此際速ニ大英斷ヲ以テ有力完全ナル豫防法ヲ施シ少クモ先ツ左記事項ヲ決行セラレ以テ市民ノ危難ヲ救ハレンコトヲ切望ス

(一) 速ニ總テノ隔離病舎ヲ開キ患者ヲ收容シテ治療ヲ完全ナラシメ以テ他ノ健康者ニ感染ノ虞ナカラシメンコトヲ期スベシ

(二) 劇場、相撲場、寄席、活動寫眞館其他ノ興行物ニ對シ流行期間一時停止ヲ命スルコト然ラサル場合ハ「マスク」ヲ使用[原文ママ]セサル者ノ入場ハ禁止スルコト

(三) 電車乗合自動車船舶等の乗客ハ必ス「マクス」[原文ママ]ノ使用ヲ強要スルコト

(四) 豫防注射ノ普及ヲ計リ且注射液ノ供給ヲ豊富ニスルノ方法ヲ講スルコト  
右建議候也

大正九年一月二十七日

大日本私立衛生會々頭  
醫學博士 北里柴三郎

内務大臣 床次竹次郎 殿

警視總監 岡 喜七郎 殿

出典：文献24)

注：原文は縦書き。書体、字の大きさ、ふりがな等は、なるべく原文を再現している。

10中の1, 2程度しか普及していないことなどを指摘した上で、速やかに大英断をもって、(1) 隔離病舎の開設、(2) 劇場等の一時停止かマスク着用の義務化、(3) 交通機関でのマスク着用の義務化、(4) 「予防注射」の普及、をすべきと建議していた<sup>24)</sup>。

「流感豫防ポスター」<sup>25)</sup>は、流行性感冒の恐ろしさを念押しした後、マスクと「予防注射」の重要性を強調していた。

#### IV 考察

##### 1. 衛生局『心得』と私立衛生会『注意書』の比較 (1) 配布と普及の状況

結果でみたように、内務省衛生局『心得』は、1月版が5万部印刷され府県に配布されていた。同様に、10月版『心得』も5万部が印刷され各府県に配布された。一方、1919(大正8)年12月11日の報知新聞および大日本私立衛生雑誌の同年12月号の記事によれば、10月版『心得』が十数万枚全国各市町村に配布されていた<sup>18,19)</sup>。これら資料の記述が正しいとすると、10月版『心得』は、1919(大正8)年10月に地方長官あて通牒に際して5万部が各府県に、そして、11月末から12月には、十数万枚が全国各市町村に配布され、鳥取県では各中学校等にも<sup>20)</sup>、また警視庁の所管する当時の東京府では各戸ごとに<sup>20)</sup>と非常に広範囲に配布されていたことになる。

一方、大日本私立衛生会『注意書』は、「数万部」配布、とされていたが、具体的にはそれ以上の配布状況はわからなかった。また、大日本私立衛生会雑誌は、『注意書』について1919(大正8)年2月号<sup>15)</sup>で報じて以降、衛生局10月版『心得』の記事<sup>19)</sup>や要約<sup>22)</sup>は報じていた一方で、『注意書』の続報はなかった。また、大日本私立衛生会の関連団体たる私立大日本婦人衛生会『婦人衛生雑誌』も、『注意書』ではなく衛生局10月版『心得』の紹介記事<sup>21)</sup>を掲載していた。

以上を勘案すれば、『心得』『注意書』とも、ある程度大量に配布されたと考えられるものの、私立衛生会『注意書』と比較すれば、衛生局『心得』とくに10月版『心得』は大量かつ広範囲に配布

されていたものと考えられる。限られた資料からの即断は避けるべきではあるが、衛生局『心得』は、1月版10月版ともかろうじて現存している一方で、私立衛生会『注意書』は、雑誌への載録のみで現物が確認できていないこと、『心得』に関する新聞記事は散見される一方で、『注意書』に関する記事は、この載録記事<sup>15)</sup>以外、管見の限りでは確認できなかったこと、なども、上記の知見と整合している。

以上の考察に加えて、当時の人々の、いわゆる“官尊民卑”の風潮が現在とは比較にならないほど強かったことなどを勘案すると、衛生局『心得』と比較して、私立衛生会『注意書』の普及状況および影響力は、限定的であったと考えられる。

##### (2) “スペインかぜ”の呼称、文体等

“スペインかぜ”の呼称については、内務省衛生局の1月版および10月版『心得』は、一貫して「流行性感冒」に、「はやりかぜ」とふりがなをし、以降の文面でも一貫して、「はやりかぜ」、「かぜ」と表記していた。一方で、大日本私立衛生会『注意書』は、『心得』とは異なり、「流行性感冒」に「りうかうせいかんぼう」とふりがなをし、見出しおよび本文中でも、「流行性感冒」の語が用いられていた。なお、婦人衛生雑誌の紹介記事<sup>21)</sup>では、一か所「流行性感冒」の語に「はやりかぜ」とふりがなされていた他は、「はやりかぜ」「かぜ」の語は用いられていなかった。

さらに、やはり衛生局『心得』とは異なり、私立衛生会『注意書』では、見出しにおいて、「流行性感冒」は「かぜ」とは異なる伝染病であると述べ、その脅威を強調しており、婦人衛生雑誌の『心得』紹介記事<sup>21)</sup>においても、「悪性の感冒」と解説していた。

また、『心得』の全般的な文体は、「～ならぬ」、「～せよ」といった“命令調”であったのに対し、『注意書』は、「です」、「あります」等の“ですます調”であり、また、注意すべき理由を丁寧に説明していた。一方、婦人衛生雑誌の紹介記事<sup>21)</sup>においても、衛生局『心得』の「せよ」「ならぬ」等は、「すること」等の簡条書きに直されており、命

表6 内務省衛生局『流行性感冒予防心得』と大日本私立衛生会『予防注意書』の比較

	内務省衛生局『流行性感冒予防心得』	大日本私立衛生会『予防注意書』
名称	「はやりかぜ」「かぜ」	「流行性感冒」
疾病の説明	「人から人に傳染する病氣」	「たゞの『かぜ』ではありません、怖ろしい傳染病です。」
文体	「せよ」「ならぬ」等の命令調	「です」「あります」等の説明調
予防策の筆頭	病人、咳する者に「近寄つてはならぬ」	多数集合する場所へ「出入りせぬがよい」
予防の理路	「罹らぬには」と個人の利己心に訴える	「公德であります」と公共心に訴える

出典：筆者による概念図

令調を避ける配慮があったことがうかがえる。

ひるがえって、予防の理路としては、衛生局『心得』は、患者および保菌者が“危険”であることを強調したうえで、「罹らぬには」と人々の利己心に訴えて「ならぬ」「せよ」と命令していた。一方で、『注意書』は、「鼻口を覆ふのが作法ばかりでなく公德であります」と述べ、「作法」「公德」等、人々の公共心に訴え示唆するなどの配慮がみられた。

これらの内務省衛生局『心得』と大日本私立衛生会『注意書』の比較を、表6に示し、以下、医学・公衆衛生的妥当性、介入手段の相違等について検討する。

### (3) 医学・公衆衛生的妥当性

内務省衛生局『心得』と大日本私立衛生会『注意書』は、当時の医学・公衆衛生の水準を考慮してもなお、その妥当性には相違がみられたと考えられる。

たとえば、含嗽については、衛生局『心得』では「食後、寝る前」としていたのに対し、私立衛生会『注意書』では「外出から帰宅したる時」に必要であることを強調しており、また、特に小児について、学校からの帰宅時の含嗽、洗顔、手足の洗浄を勧めていた。『心得』、『注意書』とも、この流行性感冒が今日でいうところの“飛沫感染”であるとの認識については共通していた。しかし、その一方で、含嗽は朝晩などではなく外出からの帰宅時に有効であり、特に小児については、当時の感染についての理解に限界があったことを考慮したとしても、洗顔、手足の洗浄などが有効であることは、当時の担当者も推察し得たは

ずであり、現に私立衛生会『注意書』では上記の予防法を提示している。それにも関わらず、衛生局『心得』にはそれらが反映されていないばかりか、食後、寝前といった一般的な規律、規範として述べており、感染経路に応じた対策という意味合いは汲み取れない。一方で、婦人衛生雑誌の紹介記事<sup>21)</sup>は、衛生局『心得』の紹介であるにもかかわらず、「食後、寝前」は省略されており、単なる規律、規範の強要を避けているように見受けられる。

同様に、私立衛生会『注意書』では、患者の寝具衣類の区別、食器等の熱湯消毒を提示していたのに対し、衛生局『心得』は、痰や鼻汁などの「汚れたもの」の焼却、廃棄を命じるもので、むしろ、コレラ、チフスを念頭に置いた、当時の「伝染病予防法」による対策を彷彿とさせる。さらに、衛生局『心得』では、事細かに、家と周囲の掃除、各種施設の掃除、寝具寝衣の掃除を命じていたが、これもやはり、私立衛生会『注意書』にはみられなかったばかりか、婦人衛生雑誌の『心得』紹介記事<sup>21)</sup>においても簡略化されていた。

また、私立衛生会『注意書』では、医学、公衆衛生的に配慮を要する小児、高齢者、妊産婦に対して、今日のインフルエンザ感染対策としても重要な室内の温度、湿度管理について提示していたのに対して、衛生局『心得』は、1月版では具体性のない「用心」を命じていたのみであり、10月版では配慮すべき対象とその理由が加えられていたものの、具体的な方法は、便通の改善と胃腸への配慮と、およそ“飛沫感染”への対策としては理解しがたい、おそらくは通俗医療と考えられるものであった。一方、私立衛生会『注意書』には、

「便通」,「胃腸」といった対策は提示されておらず, 婦人衛生雑誌の『心得』紹介記事<sup>21)</sup>においても, それらは省略されていた。

ここで, 仮に内務省衛生局『心得』のみを資料としてみた場合, 今日の眼からみて理解しがたい対策があったとしても, それは当時の医学・公衆衛生の限界として理解され得たかもしれない。しかし一方で, 私立衛生会『注意書』には, 今日の眼からみて十分に理解し得る対策が提示されている。ここで, 私立衛生会『注意書』が, たまたま, 今日の眼からみて理解し得る対策を偶然に提示し, 内務省衛生局『心得』がその逆であった, とは考え難い。帰宅時の含嗽, 小児の手洗い・洗顔などは, 当時の医学・公衆衛生の理解の及ばなかった事象であるとは考え難く, 今日のわれわれが, 私立衛生会『注意書』の対策の方に合理性を見出すのは, 現在の知見を過去に強引に当てはめているというわけではなく, 私立衛生会『注意書』の対策が, 医学・公衆衛生の実践を通じて直観的に習得される, 現在と当時に共通する専門的な医学・公衆衛生的知見であった, と考える方が適切であろうと考える。

#### (4) 介入手段の相違

結果でみたように, また, 上で考察し表6に示したように, 内務省衛生局『心得』と大日本私立衛生会『注意書』では, 同じ“スペインかぜ”に対する予防を呼びかけていながら, その文体や内容に大きな違いがみられた。衛生局『心得』は, “スペインかぜ”について, その脅威について詳細に説明しないまま, まずは「罹らぬには」の項の筆頭に, 病人を特定し退けるという対策を挙げている。一方で, 『注意書』は, 多数集合する場所へ「出入りせぬがよい」と述べたうえでその理由を説明し, 不特定多数の人々の行動変容を促すことを筆頭に挙げている。

もちろん, 衛生局『心得』も, 「澤山人の集つて居る所に立ち入るな」と述べてはいるが, そもそも“スペインかぜ”の脅威を説明せず, 立ち入ってはいけない理由もわかりにくい状態で, 「せよ」「ならぬ」と命ずるのでは, いかにも当時でも, 不特

定多数の人々の行動変容を促すことはおぼつかなかったと考えられる。また, 『心得』『注意書』とも, 「公德」の語を用いてはいるものの, 私立衛生会『注意書』が, 公共心の存在を前提とした文脈で, 公共の場所で鼻口を覆うことを「作法」「公德」として称揚していたのとは対照的に, 衛生局『心得』は, 「公德」を題目としながらも, 「鼻, 口を被へ」と人々に対して権柄づくに命令していた。私立衛生会『注意書』と比較して衛生局『心得』は, 上述のように医学・公衆衛生的妥当性の面ばかりでなく, 不特定多数の人々の行動変容を促す, という面でもみた場合においても, 稚拙で旧態依然としていたように見受けられる。

ここで, 両者の相違について, 現代の公衆衛生における知見もまじえた筆者の見解を提示したい。

公衆衛生の分野においては, 上述の, 病人を特定し退けるという方法, すなわち疾患を発症しやすいう高いリスクをもった個人を対象を絞り込んだ予防医学的介入を“ハイリスク・ストラテジー”, 一方で, 不特定多数の人々の行動変容を促す, すなわち対象を一部に限定せず集団全体へ介入する方法を“ポピュレーション・ストラテジー”と呼んでいる<sup>26)</sup>。

この“ハイリスク・ストラテジー”および“ポピュレーション・ストラテジー”は, ロンドン大学衛生学・熱帯医学大学院名誉教授であったGeoffrey Roseの著書『予防医学のストラテジー』<sup>26)</sup>において明示的に概念化されたものである。ここでは, 従来の伝染病・感染症対策においては“ハイリスク・ストラテジー”が有効であったものの, 20世紀後半以降, いわゆる成人病・生活習慣病対策においては, それに加えて, “ポピュレーション・ストラテジー”も重要となってくる, と述べられており, それらの概念は, 直接的には伝染病・感染症対策に主眼を置いたものではない。そしてもちろん, このような20世紀後半になって意識されるようになった概念を, “スペインかぜ”流行当時の衛生行政担当者あるいは専門家が, 明示的・意識的に考えていたはずはない。しかしながら, この“ハイリスク・ストラテジー”, “ポピュレーション・ストラテジー”にあたるような

考え方あるいは発想は、当時においても、医学・公衆衛生の理解の及ぶ範囲にあったことは容易に想起できるであろう。現に、『心得』と『注意書』は、その『心得』『注意書』をもって広く住民に呼びかける、という意味では、双方とも“ポピュレーション・ストラテジー”を取っており、このような観点からも十分に理解し得る対策を取っているのである。ただし、その一方で、衛生局『心得』は、その住民に呼びかける内容としては、患者の忌避という“ハイリスク・ストラテジー”に比較的重点が置かれ、やや不徹底な印象を与える一方、私立衛生会『注意書』は、呼びかけの内容においても、“ポピュレーション・ストラテジー”が現代にも通ずるかたちで一貫しており、なおかつ、その呼びかけの実効性についても、権柄づく衛生局『心得』と比較して、一般住民の自覚と行動の変容を促すうえで一日の長が期待し得るものであった。

1897（明治30）年に制定され、当時の伝染病対策の基本となっていた「伝染病予防法」は、それまでわが国でたびたび流行していたコレラへの対策を基準としていた<sup>27)</sup>。この「伝染病予防法」が対象としていた伝染病・感染症こそは、上述のローズ<sup>26)</sup>が“ハイリスク・ストラテジー”が有効であるとした疾患であって、感染源の特定や感染経路の追跡、感染者の隔離といった手段が有効であることを当然の前提としていた。一方、表7にまとめたように、当時突如として出現した“スペインかぜ”は、“飛沫感染”による感染症であり、不特定多数の間で速やかに広まるため、感染源の

特定や感染経路の追跡が困難であり、そのため感染者の隔離といった手段も通用しなかった。一方で、「はじめに」で述べたように、“スペインかぜ”に対しては、検疫、学校閉鎖、集会の禁止などの不特定多数に対する“ポピュレーション・ストラテジー”である“公衆衛生的介入（Non-pharmaceutical Interventions）”が有効であり、現に21世紀の現在になって、米国の記録や統計によってその有効性が実証されたのである<sup>4)</sup>。

“スペインかぜ”流行という、1889-91年の“旧ロシアかぜ”以来30年ぶりに登場した、当時の衛生行政担当者にとってほぼ未経験の“飛沫感染”による感染症流行という事態に対して、内務省衛生局『心得』は、広く住民に呼びかける“ポピュレーション・ストラテジー”をいち早く採用していたものの、その内容においては、感染源の特定、隔離といった、従来の「伝染病予防法」を基本とする発想を払拭しきれず、若干立ち遅れてしまった一方で、大日本私立衛生会『注意書』においては、おそらくは公衆衛生的知見にもとづいた専門的直観から、“ポピュレーション・ストラテジー”を貫徹した対策が打ち出されたのではなからうか。

また、やはり同様に公衆衛生の分野においては基本的な概念であるが、Leavell & Clark<sup>28-30)</sup>は、公衆衛生活動を疾病の自然史に沿って段階分けし、“第1次予防”を発症前の予防段階、“第2次予防”を発症後の治療の段階、“第3次予防”を、疾病進行後の機能障害の段階、としている。さらに、“第1次予防”を、より前の段階である“健康増進（health promotion）”とより後の段階である“特異的

表7 コレラ、チフスとインフルエンザ 疫学、対策、介入手段の比較

		コレラ、チフス	インフルエンザ
	感染様式	媒介物感染（水、食物）	飛沫感染
疫学	感染源の特定	可能	困難
	感染経路の追跡	可能	困難
対策	感染者の隔離	有効	無効
	集会禁止、交通遮断	無効	有効
	環境整備（水道等）	有効	無効
介入手段	ハイリスク・ストラテジー	有効	無効
	ポピュレーション・ストラテジー	無効	有効

出典：筆者による概念図

予防”(specific protection)とに分けている(ただし、この“健康増進”は、後にWHO等により概念化されたものよりも広範な概念であることに留意されたい)。前者の“健康増進”は、一般的な健康教育や社会経済条件、環境整備等であり、後者の“特異的予防”対象とする疾患や患者に重きを置いた予防である。ここでも、衛生局『心得』は、「罹つたなら」という“第2次予防”あるいは患者を忌避するという“特異的予防”に重点が置かれ、一方で私立衛生会『注意書』は、より早い段階である“第1次予防”，なかでも“健康増進”に重きを置いているように見受けられる。また、大日本私立衛生会<sup>24)</sup>が建議した、劇場等の大規模施設の一時閉鎖等は、“第1次予防”のなかでも前の段階である環境整備に該当し、実際、本稿冒頭で述べたように米国の“スペインかぜ”流行時の統計によって、現代から振り返ってその有効性が実証されているものであった<sup>4)</sup>。一方で、後述するように、内務省衛生局の杉山局長はじめ衛生行政担当者は、個人の自覚による“特異的予防”に最重点を置き、集会禁止等には消極的であった。

ここでもまた、今日のわれわれが、私立衛生会『注意書』の対策に合理性を見出すのは、現在の知見を過去に強引に当てはめているのではなく、やはり、現在と当時に共通する、意識的明示的ではないが共通に想定される医学・公衆衛生上の前提、専門的知見であった、と考えてもよいのではなかろうか。

#### (5) 衛生局『心得』1919(大正8)年1月版、10月版、1920(大正9)年案の変遷

内務省衛生局の10月版『心得』は、「豫防注射も用心の一つ」の項目を含めいくつかの加除がなされていた。しかしながら、全般的な構成や記述、特に「かぜ」の名称、疾病の説明、文体、予防策の優先順位、予防の理路などの骨格は、1月版『心得』をそのまま踏襲していた。

また、1920(大正9)年9月に報道され、実際には配布されなかった、新たなる『心得』原案の概要においても、新聞記事から知り得るかぎりでは、1919(大正8)年1月版および10月版『心得』

をそのまま踏襲するものであった。

上で述べたように、内務省衛生局『心得』と私立衛生会『注意書』は、名称、文体、医学・公衆衛生的妥当性、介入手段等が大きく異なっていた。両者は1919(大正8)年初めの同時期に配布されたものであり、内務省衛生局は10月版『心得』の作成に際しては衛生会『注意書』を参照し得たはずであるにもかかわらず、構成や記述は1月版『心得』がそのまま踏襲されていたばかりか、おそらくは当時の医学・公衆衛生的知見からみても不適当な項目が付け加えられてさえいた。さらに1920(大正9)年初めには、大日本私立衛生会は、『建議』『ポスター』で、彼らの知見を行政に反映させようと企図していたと考えられるが、それでもなお、1920(大正9)年秋の内務省衛生局『心得』原案においても過去の『心得』が踏襲されていたものと考えられる。

このことを勘案すれば、“スペインかぜ”流行に際して、内務省衛生局の『心得』には、大日本私立衛生会の有する医学・公衆衛生上の専門的知見は、終始反映されにくい状況にあった、と推察することが可能であろう。

## 2. “スペインかぜ”流行に関するわが国の行政、専門家、住民の認識

### (1) “スペインかぜ”以前における認識

日本において「インフルエンザ」を意味する「流行性感冒」の言葉は、1889-91年にロシアで始まり、わが国に1890(明治23)年春にもたらされたインフルエンザの流行(“旧ロシアかぜ”)世界的流行(パンデミック)の際に造語されたもので、それ以前は単に「かぜ(風、風邪)」と呼ばれていた<sup>10,31)</sup>。ただ、大きな流行があった場合には、その時に流行していた芝居、風俗、髪型、相撲取り、あるいは原因と考えられた神仏の祟りや流行源と考えられた地域の名などから取った名前がつけられていた<sup>4,6,31)</sup>。一方で、幕末のコレラの流行に際してはこのような名前を付ける習慣はみられなかった。「かぜ(風、風邪)」に名前をつける習慣は優雅ともいえるが、裏を返すならば、人々が「かぜ(風、風邪)」を、あなどり軽く見ていた

と解釈することも可能であろう<sup>10-12)</sup>。

富士川<sup>31)</sup>の記述するインフルエンザと思われる流行の件数を数えてみると、ヨーロッパと比べ、日本ではインフルエンザと考えられる流行の記載が1600年から1849年までは比較的少なかったが、ヨーロッパが19世紀前半から減少を示していたのに対して、日本は幕末維新期に増大を示しており、かつては持ち込まれなかったインフルエンザが、開国と明治維新によって流入するようになったと考えても良いと思われる<sup>6,10-12)</sup>。すなわち、19世紀前半までは、わが国にインフルエンザと思われる流行が持ち込まれることは比較的少なく、「インフルエンザ」を意味する言葉もなく、「かぜ（風，風邪）」として比較的軽侮されていたものと考えられる。

一方、1889-91年の“旧ロシアかぜ”以降、約30年間、インフルエンザの世界的流行はみられなかった<sup>3,6,10-12)</sup>。

## (2) スペインかぜに対する住民、衛生行政担当者および専門家の認識

歌人と謝野晶子は、“スペインかぜ”流行初期の1918（大正7）年11月10日の横浜防疫新報に寄せた『感冒の床から』と題した文章の中で、政府の対応の遅さに怒りをぶつけ、政府はなぜ早くから、伝染防止のため、「大呉服店、学校、興行物、大工場、大展覧会等、多くの人間の密集する場所の一時的休業を命じなかつたのでせうか」<sup>32)</sup>（p.335）と述べている。

一方、与謝野の文章の翌年“スペインかぜ”前流行の渦中に、医学者、衛生行政官から当時衆議院議員であった山根正次が、「世界感冒に對する政府の施設如何」と問うたのに対し、当時内務省衛生局長であった杉山四五郎は、「要は各自の豫防自覺を促すにあり」と、個々人の自覺を強調していた<sup>33)</sup>。また、集会の禁止については、「或は集會を禁止せんとも考へたるも之をなすためには電車をも禁ぜざるべからざるものにして實行し難し」と述べていた<sup>33)</sup>。また、杉山自身が、飲酒家は“スペインかぜ”に罹患しない、との俗言を漏らしていたことも指摘されていた<sup>33)</sup>。

また、杉山衛生局長は、1919（大正8）年2月に行われた内務省衛生局の公衆衛生講習會<sup>34)</sup>における自身の講演をもとに「衛生の本義」と題した長大な論文を執筆していた<sup>35-37)</sup>が、そこには“スペインかぜ”流行についての論及はほとんどなく、国際衛生の例示として「今回の流行性感冒の如きは、世界を風靡した最も手近かな例である。自分の國に是が流行れば、それが他の國にも傳はるのであるから、之を防遏しなければならぬ」と述べていたに過ぎなかった。

さらに、杉山の後任として衛生局長となった潮恵之輔も、就任に際しての『所感』<sup>38)</sup>において、“スペインかぜ”流行についてほとんど論及せず、「極く東京に近い所で流行性感冒が流行つたときに村の者が鐵砲を持出して空砲を天に向つて打つたといふことで、風の神を拂ふには之に限るといふことであつたといふことであります。」「世間一般の醫事衛生といふことに關する思想は進みながらも非常の幼稚な所があるのではないかと思ひます」と論じていた。

一方、専門家の認識はどうだったのであろうか。やはり流行初期の1919（大正8）年2月、東京市衛生連合会は、「國民（市民）の大危難を目視しながら官民共に極めて静肅手を束ねて自然の消長に一任するが如き」と官民ともに手を拱いている状況を憂い、また、「最近に至り當局は僅に一片の注意書を發したりと雖」「斯る緩和の方法を以て果して所期の効果を收め得べきや覺覚なく候」と、衛生当局が一片の注意書きを發したに過ぎないことに警鐘を鳴らし、大英断と完全有力なる予防法の実行を建議していた<sup>39)</sup>。また、結果でみたように、大日本私立衛生会も、『流行性感冒予防の儀に付建議』<sup>24)</sup>『流感豫防ポスター』<sup>25)</sup>において、やはり当局の告諭が徹底していないことを指摘し、劇場等の一時停止を含む施策を行うことを提言していた。

また、上述のように、当時インフルエンザを「かぜ」として軽く考える見方があったことに対して、北里柴三郎の高弟である高野六郎は、一般向けの著書『悪性感冒』<sup>40)</sup>の中で、流行性感冒は「かぜ」ではなく、より悪性の伝染病であると述

べ、「流行性感冒」の訳語について、「多数の死亡者を作る所からいへば悪性感冒の方が寧ろ當っている。」とまで述べている<sup>10-12,40</sup>。婦人衛生雑誌の衛生局『心得』紹介記事においても、「悪性の感冒」との解説がみられ、これは、このような考えが反映されている可能性がある。

これらを総じてみると、わが国では、古来インフルエンザの流入は比較的少なく、「インフルエンザ」を意味する言葉もなく、「かぜ(風, 風邪)」と一括されていた。スペインかぜに対しては、与謝野晶子のような一部の住民からは、その被害を嘆き、政府の微温的対応を咎める声もあったものの、一方の内務省衛生局長の杉山や潮は、対策を住民各自の自覚に帰し、また、スペインかぜの脅威そのものに対する認識が希薄であったように推察される。それとは対照的に、東京市衛生連合会、大日本私立衛生会あるいは高野六郎といった専門家は、「かぜ(風, 風邪)」とは異なる「インフルエンザ」の脅威に十分に自覚的であり、住民各自の自覚に帰する対策では不十分であり「大英断」が必要であることを繰り返し建議していた。

上で考察した、内務省衛生局『心得』と大日本私立衛生会『注意書』の相違もまた、衛生局『心得』が杉山や潮などの医学・公衆衛生の非専門家である衛生行政担当者の認識を反映し、対照的に私立衛生会『注意書』が、東京市衛生連合会、大日本私立衛生会、高野六郎など医学・公衆衛生の専門家の認識を反映していると考えれば得心がいく。たとえば、衛生局『心得』が終始一貫して「かぜ」と呼んでいること、一方で私立衛生会『注意書』が、「たゞの『かぜ』ではありません」「怖い傳染病です。」と強調していることなどは、非専門家と専門家の認識の隔たりを示していたのではなかろうか。

### 3. “スペインかぜ”流行に対してのわが国衛生行政の問題点

#### (1) 衛生行政の変質と伝染病予防法

明治維新後のわが国は、コレラ、ペスト、痘瘡などの流行を繰り返し、急性伝染病対策が公衆衛生の重要な問題となった。地方衛生会、府県衛生

課、公選衛生委員が設置され地方衛生行政制度が整備されたものの、その後の官僚制改革と治安体制の強化、長与専斎のいう“明治19年の頓挫”によって、当初構想されたこれらの制度は瓦解した<sup>27,41-42</sup>。このため、第二次大戦の半ばまで衛生行政は警察の所管となり、長与によれば「内務省衛生局は手足をもがれて虚空に倒懸したる有様」<sup>27</sup>(p.188)になってしまっていた<sup>42</sup>。

一方、1897(明治30)年には「伝染病予防法」が公布されたが、これは、コレラ流行対策を規範として構築されたものであった<sup>27</sup>。この結果、公衆衛生の重点は取締行政に置かれることとなり、上下水道やし尿処理等の生活環境条件の整備がおろそかにされ、汚物掃除法や下水道法などの法律が制定されても腸チフス・赤痢等の消化器伝染病は蔓延したままであった<sup>27</sup>。

小栗史朗は、著書『地方衛生行政の創設過程』<sup>27</sup>において、明治20年代前半には「衛生当局は、衛生工事、海港検疫および病毒侵入後の措置」の「三路線をふまえたきわめて合理的、総合的な伝染病対策戦略をもっていた」<sup>27</sup>(p.186)ものの、このうちの「病毒侵入後の措置」のみが「伝染病予防法」に集約された、と述べている。そしてその「伝染病予防法」とそれを担う“衛生組合”についても、公選衛生委員から官製衛生組合への変質は、「衛生行政が伝染病予防、しかも発生を制圧するのでなくて、蔓延流行を抑止する手段にすぎぬという矮小化を、町村衛生行政に具体化した」<sup>27</sup>(p.182)と述べている。

これらについても、上でRose<sup>26</sup>やLeavell, Clark<sup>28-30</sup>を引いて考察したように、衛生局『心得』と私立衛生会『注意書』との間の齟齬は、罹患者の隔離よりは感染予防のための教育と行動変容、個人の自覚よりは環境整備、罹患者の予防よりは環境衛生の改善といった、現代でも通用する公衆衛生の原則となるベクトルを、長与ら当時の衛生行政の専門家は、もちろん明示的にはないにせよ専門的知見として理解していたこと、そしてその実現が、感染予防よりは罹患者の隔離へ、環境整備よりは罹患者の発見へ、という反対方向のベクトルへと退行していったことを示しているの

表8 歴代内務省衛生局長

就任	衛生局長	経歴
1874 (明7) 年7月17日～	長与専齋	
1886 (明19) 年3月3日～	長与専齋	
1891 (明24) 年8月16日～	荒川邦蔵 (兼)	
1892 (明25) 年1月17日～	荒川邦蔵	
1892 (明25) 年11月17日～	後藤新平	
1894 (明27) 年2月7日～	高田善一	
1895 (明28) 年9月7日～	後藤新平	
1898 (明31) 年3月8日～	長谷川泰	
1902 (明35) 年10月24日～	森田茂吉	東京帝国大学法科大学卒業
1903 (明36) 年9月3日～	窪田静太郎	帝国大学法科大学法律学科法律学科 (英法) 卒 (首席)
1910 (明43) 年12月15日～	小橋一太	東京帝国大学法科大学英法科卒業
1913 (大2) 年6月1日～	杉山四五郎	帝国大学法科大学政治学科卒
1914 (大3) 年4月28日～	中川 望	東京帝国大学法科大学卒業
1917 (大6) 年12月17日～	杉山四五郎	上述
1919 (大8) 年4月12日～	小橋一太 (心)	上述
1919 (大8) 年4月17日～	潮恵之輔 (心)	帝国大学法科大学法律学科法律学科 (仏法) 卒
1919 (大8) 年6月7日～	潮恵之輔	上述
1922 (大11) 年11月1日～	横山助成	帝国大学法科大学政治学科卒
1923 (大12) 年10月5日～	山田準次郎	東京帝国大学法科大学独法科卒
1929 (昭4) 年9月10日～	赤木朝治	帝国大学法科大学政治学科卒
1931 (昭6) 年12月21日～	大島辰次郎	帝国大学法科大学政治学科卒
1934 (昭9) 年10月30日～	岡田文秀	帝国大学法科大学法律学科法律学科 (独法) 卒
1936 (昭11) 年3月13日～	扶間 茂	帝国大学法科大学法律学科法律学科 (独法) 卒

出典：文献43)–47)

注1)：ゴシック体は、医師。

注2)：大学、学科等の呼称は、出典の文献中の呼称をそのまま用いている。

注3)：(兼)は「兼任」、(心)は「心得」。

ではないか、と筆者は考える。とくに、“明治19年の頓挫”により衛生行政が警察の所管となったことが、伝染病対策を、罹患者の隔離と忌避を中心とした取締行政に著しく特化させてしまったことは推察に難くない。

衛生行政の変質の要因としては、“明治19年の頓挫”に象徴される地方衛生行政の担当者の変質に加え、中央においても衛生行政の担当者が非専門化していたことも挙げられよう。表8にみられるように、1874(明治7)年7月の内務省衛生局発足以来1902(明治35)年までは、ごく短い時期を除いて、長与専齋、後藤新平、長谷川泰と医師の衛生局長が続いてきたが、長谷川より後、1902(明治35)年10月以降は、(東京)帝国大学の法科(大学)出身の、いわゆる事務系官僚が衛生局長となっている<sup>43-47)</sup>。もちろん、衛生局の職員

の中には医師も多く存在してはいたが、上意下達の官僚組織に属する衛生行政担当者において、医師を中心とした専門家の主導権(ヘゲモニー)<sup>48)</sup>が失われていったことは、容易に諒解できるのではないか。

## (2) 大正3(1914)年の“伝染病研究所移管事件”と大日本私立衛生会

伝染病研究所は、1892(明治25)年、ドイツ留学後の北里柴三郎のために長与専齋や福沢諭吉らの援助のもと、わが国初の伝染病専門の研究機関として設立され、大日本私立衛生会付属となった、1899(明32)年には国に寄付され内務省管轄となり、1906(明治39)年港区白金台に移転した<sup>49,50)</sup>。

しかし、1914(大正3)年10月、大隈内閣は「行

政整理文政統一」という名目で伝染病研究所を内務省から文部省へ抜打ち的に移管した。北里はじめ一門はこの仕打ちに憤激して総辞職し新しく私立の北里研究所を創設した<sup>49-51)</sup>。このため、“スペインかぜ”流行時の伝染病研究所は、ほんの数年前に、内務省衛生局の所管を離れて文部省所管となったばかりでなく、当時の細菌学研究の中心であった北里柴三郎の一門が一斉に下野してしまっていたのである。もちろん、北里や北里研究所の専門家が、内務省衛生局と絶縁したり、衛生行政への関心を失ったわけではないが、上で考察した、衛生局『心得』と私立衛生会『注意書』の間の、とくに医学・公衆衛生的知見や介入手段に関する齟齬をみるならば、この“伝染病研究所移管事件”が、両者の意思疎通に何らかの影を落としているとみることは不自然ではないであろう。

単純化していうならば、当時の内務省衛生局は、“明治19年の頓挫”により、その手足ともいべき地方衛生行政が警察の所管となって取締行政に特化してしまっており、かつ、“伝染病研究所移管事件”により、その頭脳ともいべき北里柴三郎一門が一斉に下野してしまっていた状態で、未知の、それまでの取締行政による対策が困難な“スペインかぜ”流行を迎えていたものと考えられよう。

一方、大日本私立衛生会は、衛生行政の父長与専齋らを中心に、1883(明治16)年に設立された<sup>52-54)</sup>。1898(明治31年)には任意団体から社団法人となり、現在は一般財団法人日本公衆衛生協会となっている<sup>54)</sup>。設立の背景について、長与は、「コレラ予防の事に就ては(中略)人民は兎角に之を忌み嫌ひて隠蔽を事とし(中略)衛生と言へることはすべて人民の厭ふ所とな」ったため、「人民の側に立ちて其の裏面に立ち入りて懇ろに理義を説き論して迷夢を警醒すべき機関」として大日本私立衛生会を設立したと述べている<sup>27)</sup>(p.134-135)。表9にみるように、北里柴三郎は、1901(明治34)年以来長与の後任として副会頭であり、スペインかぜ流行の始まる1918(大正7)年には会頭となっていた<sup>54)</sup>。伝染病研究所から野に下った北里らにとって、この大日本私立衛生会は、行政

表9 大日本私立衛生会の歴代会頭、副会頭

就任	会頭	副会頭
1883(明16)年～	佐野 常民	長与 専齋
1888(明21)年～	山田 顕義	長与 専齋
1893(明26)年～	土方 久元	長与 専齋
1901(明34)年～	長与 専齋	北里柴三郎
1903(明36)年～	土方 久元	北里柴三郎
1918(大7)年～	北里柴三郎	窪田静太郎 小橋 一太 金杉英五郎

出典：文献54)

に關与する重要な回路であったであろうと推察され、大日本私立衛生会を通じて『注意書』の発行や、『建議』、『ポスター』配布に至ったのではなかろうかと推察される。

なお、“伝染病研究所移管事件”そのものが、上で考察した“明治19年の頓挫”に象徴される衛生行政の変質の結果であったとも考えられる。横田陽子は『技術からみた日本衛生行政史』<sup>51)</sup>において、Bartholomew<sup>55)</sup>を引き、上述の衛生局長の問題についても触れながら、「だが長谷川の後任からは事務系官僚のポストになり衛生局内は事務系官僚が主導するようになっていた。官界においては北里の『専横』をよしとしない風潮がすでに形成されていた。」<sup>51)</sup>(p.66-67)と述べている。そして、「中央では技術系官僚は事務系官僚に対する相対的な力を低下させ、さらに伝染病研究所の文部省への移管で衛生局に細菌学の学術的支柱を失った。」と結論付けている<sup>51)</sup>(p.66-67)。

その結果、医師を中心とした専門家の主導権(ヘゲモニー)<sup>48)</sup>は喪失し、その医学・公衆衛生的な専門的知見は、実践としての衛生行政に反映され難くなり、行政の官僚組織の中で、医学・公衆衛生の専門家は、いわば“武力なき予言者”<sup>56-59)</sup>と化したのではなかろうか。

#### 4. 総括

上で考察したように、“スペインかぜ”流行当時、住民、行政当局および専門家の集団の間で、“スペインかぜ”への認識および対策に関して、少なからぬ齟齬がみられた。わが国では、インフル

エンザ流行が比較的少なく、また“かぜ”“風邪”とインフルエンザを区別せず軽く見ていた。一方で、専門家は、このことを憂慮しインフルエンザの脅威を認識し強く訴えていた。しかし、非専門家である当時の内務省衛生局長らの言動は、“スペインかぜ”流行の最中であっても、当事者意識の乏しいものであった。

このような衛生行政と専門家の認識の間の相違をもたらした要因としては、“明治19年の頓挫”に象徴される地方衛生行政の取締行政化、コレラを規範とした伝染病予防法、“伝染病研究所移管事件”に象徴される法科万能主義と中央衛生行政における専門家の主導権の喪失、などが考えられた。これにより、実践としての医学・公衆衛生的知見が、衛生行政の中枢に伝わらず、結果として“スペインかぜ”への認識および対策も甘くなっていたのではないかと考えられる。

“明治19年の頓挫”および“伝染病研究所移管事件”後の衛生行政の体制は、“スペインかぜ”流行によってもたらされた状況変化に対して、旧来の「伝染病予防法」の基盤となった感染源の特定、隔離といった発想を払拭しきれず、対応に遅れをとってしまったのではなかろうか。

## V 今後の課題

なお、“明治19年の頓挫”、あるいは「伝染病予防法」については、近年、多くの研究がなされている<sup>60-68</sup>。しかし、それらの多くは、研究の対象時期が1897（明治30）年の「伝染病予防法」成立までであったり、「衛生組合」等の地方衛生行政を主とした研究であったため、本研究においては特に論及しなかった。また、その内容においても、たとえば、“明治19年の頓挫”に関して「頓挫」<sup>64</sup>あるいは警察の「一手もち」<sup>65</sup>といった字義に拘泥した些末な議論に墮してるもの、あるいは上述の様々な限界を有する「伝染病予防法」をもって感染症対策そのものと同一視してしまっている研究<sup>68,69</sup>すらあり、その射程、範囲、あるいは“衛生行政”の理解について、小栗<sup>27</sup>あるいは横田<sup>51</sup>の研究の掌中を出るものはみられなかった。とはいえ、これらの先行研究と批判的に対峙しなが

ら、19世紀末から第二次世界大戦前の“明治19年の頓挫”に象徴される衛生行政の変質と変容を検討し、単なる言葉遊びに終わらない、衛生行政・公衆衛生の歴史を考究することは、今後の大きな課題であると考えられる。その際、特に、「伝染病予防法」が、赤痢の蔓延に対して無力であり、1922（大正11）年に改正を余儀なくされたことなども大きな手がかりとなろう<sup>27,70</sup>。また、小栗<sup>27</sup>も指摘しているように、「伝染病予防法」において、人民の権利制限の救済規定がなく徹底した衛生自己責任主義になっていたこと、医師が予防委員として協議に加わることはあっても認定権限はなく、医師に具現化される医学、技術性の評価が低かったこと、などは、現代のわが国の感染症対策にも通底する問題であろうと考える。

## VI 今日の意義

次に、“スペインかぜ”流行とその対策の今日的意義を考えよう。

現代へ活かされるべき知見としては、筆者<sup>8,9</sup>がかつて論じたことではあり、また反面教師的ではあるが、“スペインかぜ”流行と衛生行政の関わりは、古今東西を問わず公衆衛生の基本中の基本である、“行政、専門家と住民との信頼関係の維持”と“公正で科学的な情報の速やかな共有”が、なにより重要であることを示しているものとする。

2020（令和元）年、COVID-19（新型コロナウイルス）に感染し入院した英国のジョンソン首相は、自己隔離中のビデオメッセージで、「コロナ危機が証明してくれたのは、社会というものが存在するということだ。」と発言した<sup>71</sup>。これは、保守党の故サッチャー元首相の政治哲学を端的に示した有名な言葉「社会なんてものは存在しない。いるのは個人としての男女とその家族だけ」を念頭に置いたものであった<sup>71</sup>。

また、フランスの歴史人口学者エマニュエル・トッドは、COVID-19流行について、「フランスで起きたことのかなりの部分はこの30年にわたる政策の帰結です。人々の生活を支えるための医療システムに割く人的・経済的な資源を削り、いかに新自由主義的な経済へ対応させていくかに力を

注いできた。」と述べ、COVID-19流行は、この30年間の新自由主義的な経済の問題を露呈させるきっかけに過ぎなかった、と結論付けている<sup>72)</sup>。

ひるがえって、「スペインかぜ」流行をさかのぼること30年、明治20年代は、上述の「明治19年の頓挫」に象徴される衛生行政の変容ばかりでなく、地方自治などわが国の政治や社会が大きく変貌を遂げた時代であった<sup>73,74)</sup>。幸徳秋水は、1901(明治34)年の『二十世紀の怪物 帝国主義』<sup>84,85)</sup>において、「彼等は実にその国を富まさんが為めに其人民を貧しくし其国を強くせんが為めに其人民を弱からしめ其国光国威を輝かさんが為めに其人民を腐敗し墮落せしむる也。故に曰く帝国主義は其国を大にして其人を小にす」<sup>75,76)</sup>と喝破している。

COVID-19流行がこの30年間の新自由主義的な経済の問題を露呈したように、「スペインかぜ」流行は、それに先立つ数十年間の帝国主義時代の問題を浮き彫りにしたのではなからうか。内務省衛生局『心得』が、徹底して住民の利己心に訴え、絶えて公共心に呼びかけることがなかったのは、「社会」を否定し「其国を大にして其人を小にす」<sup>75,76)</sup>の帝国主義時代の人間観の反映ではなかつたらうか。くしくも同時代の著名な小説家芥川龍之介<sup>77)</sup>が見抜いていたように、良心(公共心)が道徳(公德)を生むことはあっても、道徳が良心を生むことはない。衛生局『心得』の、「公德」を題目として権柄づくに命令する、という姿勢は、帝国主義という時代の産物だったとも考えられまいか。

「曲突徙薪に恩沢なく、焦頭爛額を上客となす」<sup>78)</sup>という故事がある。煙突を曲げ、薪の場所を移すなどの火災予防は評価されず、火事になってからの消火活動のみが賞賛される、との意である。上で考察したように、「スペインかぜ」流行に際しては、医学・公衆衛生に関する専門的知見が実際の行政に反映されにくく、感染予防よりは罹患者の隔離が、環境整備よりは罹患者の発見が選好されていた。この「曲突徙薪に恩沢なく、焦頭爛額を上客となす」傾向は、古今東西を問わないものであるのかもしれない。しかし、ならばこそ、

今日においても、「曲突徙薪」の現代的意義を見つめ直すことは、無意味ではありえないと考える。

**付記：**本研究の要旨は、2020(令和2)年11月28日日本医史学会令和2年11月例会、および同年12月12日ヒストリーカフェ「日本史におけるパンデミック」および2021(令和3)年1月31日令和2年度「山形学」講座「疫病と向き合う一昔と今一」にて発表した。

また、本研究は、文部科学省の令和3年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(基盤研究(C))わが国明治期以降の人口・疾病・医学史と医療・公衆衛生の役割に関する定量的再構成(研究代表者：逢見憲一)課題番号21K00260、同事業(基盤研究(A))20世紀日本の医療・社会・記録—医療アーカイブズから立ち上がる近代的患者像の探求(研究代表者：鈴木晃仁)課題番号21H04343、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式による生活習慣の変化およびその健康影響の解明に向けた研究—生活習慣病の発症および重症化予防」の助成を受けている。

**謝辞：**本研究においては、NHK制作局藤賀大祐様およびテレコムスタッフ株式会社尾沼宏星様に多大なご指導と助言を賜りました。

また、国立保健医療科学院図書館の皆様にも資料の収集などに多大なご尽力を賜りました。この場を借りて深く感謝いたします。

## 文献

- 1) World Health Organization Writing Group. Nonpharmaceutical interventions for pandemic influenza, international measures. *Emerging Infectious Diseases* 2006; 12(1): 81–7.
- 2) World Health Organization Writing Group. Nonpharmaceutical interventions for pandemic influenza, national and community measures. *Emerging Infectious Diseases* 2006; 12(1): 88–94.
- 3) 逢見憲一. 公衆衛生からみたインフルエンザ対策と社会防衛—19世紀末から21世紀初頭にかけてのわが国の経験より—. *保健医療科学* 2009; 58(33): 236–247

- 4) Markel H, Lipman HB, Navaro JA, Sloan A, Micharsen JR, Stern A, et al. Nonpharmaceutical interventions implemented by US cities during the 1918–1919 influenza pandemic. *JAMA* 2007; 298 (6): 644–54.
- 5) 逢見憲一, 丸井英二. わが国における第二次世界大戦後のインフルエンザによる超過死亡の推定 パンデミックおよび予防接種制度との関連. *日本公衆衛生雑誌*. 2011; 58 (10): 867–878
- 6) Ohmi K, Suzuki A. Evaluating the Impact of the 1918–1920 Influenza Pandemic in Pre-War Imperial Japan. *Social Science Diliman*. 2018; 14 (2): 76–102
- 7) 逢見憲一. スペインかぜ流行期を含む第二次世界大戦前期のインフルエンザ超過死亡と“流行性感冒”罹患, 死亡の推移. *Journal of Epidemiology*. 2021; 202 (31 (suppl.1)): 105
- 8) 逢見憲一. スペインかぜ流行とわが国の衛生行政—内務省衛生局『流行性感冒予防心得』と大日本私立衛生会『予防注意書』の比較を中心に—. *日本医史学雑誌*. 2021. 67 (1): 113–114
- 9) 逢見憲一. スペインかぜ流行とわが国の衛生行政—内務省衛生局『流行性感冒予防心得』と大日本私立衛生会『予防注意書』の比較を中心に—. (公財)山形県生涯学習文化財団 (山形県生涯学習センター). 遊学館ブックス 人々は疫病をどう乗り越えてきたか. 山形市: 山形県生涯学習文化財団 (山形県生涯学習センター); 2022. p. 16–40
- 10) 逢見憲一. わが国におけるインフルエンザ流行に関する認識と“スペインかぜ”流行に対する衛生行政の対応. *日本医史学雑誌*. 2021; 67 (3): 335–339
- 11) 渡部幹夫, 坂井建雄, 町泉寿郎, 澤井直, 松村紀明, 逢見憲一, 永島剛. 医史学から展望する COVID-19 パンデミック 座談会記録. *日本医史学雑誌*. 2021; 67 (3): 328–363
- 12) 逢見憲一. わが国におけるインフルエンザ流行に関する認識と“スペインかぜ”流行に対する衛生行政の対応. *健康塾通信*. 2021; 14: 41–45
- 13) 防衛研究所戦史研究センター史料室. デジタル史料展示 大正のスペイン風邪パンデミックと帝国陸海軍 流行性感冒予防心得. 参照 2022-10-20; [http://www.nids.mod.go.jp/military\\_archives/digital\\_siryu/pandemic/index.html](http://www.nids.mod.go.jp/military_archives/digital_siryu/pandemic/index.html)
- 14) 千葉県文書館. 流行性感冒予防心得. 旧源村役場 845-6-2. 大正8年度衛生関係文書綴
- 15) 大日本私立衛生会. 本会発布 予防注意書. *大日本私立衛生会雑誌*. 1919; 37 (2): 106–107
- 16) 内務省衛生局. 流行性感冒. 東京: 内務省衛生局; 1922
- 17) 内務省衛生局編. 流行性感冒「スペイン風邪」大流行の記録 東洋文庫 778. 東京: 平凡社; 2008
- 18) 感冒だと侮るな 流行性感冒予防心得を全国各市町村に配布した. 報知新聞. 12月11日. 新聞収録大正史 第七巻. 東京: 大正出版; 1978. p. 424
- 19) 流行性感冒予防心得. *大日本私立衛生会雑誌*. 1919; 37 (12): 690–691
- 20) 感冒流行 予防心得配布. 大阪朝日新聞鳥取・島根版 1919年11月26日
- 21) 流行性感冒予防の心得. *婦人衛生雑誌*. 1920; 351: 37–38
- 22) 流行性感冒 予防心得. *大日本私立衛生会雑誌*. 1920; 38 (1): 41–42
- 23) 欧州に流行のクリップ風邪, 我が内務省を騒がす. 読売新聞 1920年9月17日
- 24) 北里柴三郎. 流行性感冒予防の儀に付建議. 1920; 38 (2): 冒頭
- 25) 大日本私立衛生会. 流感予防ポスター. 1920; 38 (2): 口絵
- 26) Rose J. The strategy of preventive medicine. Oxford: Oxford University Press; 1992 (邦訳: 水嶋春朔他訳. 予防医学のストラテジー 生活習慣病対策と健康増進. 東京: 医学書院; 1998)
- 27) 小栗史朗. 地方衛生行政の創設過程. 東京: 医療図書出版社; 1980. p. 264–267
- 28) Leavell HR, Clark EG. Textbook of preventive medicine. New York: McGraw-Hill, 1953
- 29) Leavell HR, Clark EG et al. Preventive medicine for the doctor in his community: a epidemiologic approach 2nd ed. New York: McGraw-Hill, 1958
- 30) Leavell HR, Clark EG et al. Preventive medicine for the doctor in his community: a epidemiologic approach 3rd ed. New York: McGraw-Hill, 1965
- 31) 富士川游. 日本疾病史 (東洋文庫 133). 東京: 平凡社; 1969 (初版は1912 (明治45) 年)
- 32) 速水融. 日本を襲ったスペイン・インフルエンザ. 東京: 藤原書店; 2006. p. 335
- 33) 感冒問答. *大日本私立衛生会雑誌*. 1919; 37 (2): 106–107
- 34) 公衆衛生講習会 内務省主催. *大日本私立衛生会雑誌*. 1919; 37 (1): 24
- 35) 杉山四五郎. 衛生の本義. 1919; 37 (3): 1–12
- 36) 杉山四五郎. 衛生の本義 (続). 1919; 37 (4): 1–15
- 37) 杉山四五郎. 衛生の本義 (続). 1919; 37 (5): 13–18
- 38) 潮恵之輔. 所感. *大日本私立衛生会雑誌*. 1919; 37 (6): 340–342
- 39) 市衛生連合会建議. *大日本私立衛生会雑誌*. 1919; 37 (2): 96–97
- 40) 高野六郎. 悪性感冒. 東京: 三省堂; 1921. p. 1–11
- 41) 長與専斎. 松香私志. 松本順自伝・長与専斎自伝. 東京: 平凡社東洋文庫; 1980. p. 174–175 (初版は長與専斎. 松香私志. 東京: 長与称吉, 1902)
- 42) 逢見憲一. 保健所法から地域保健法へ 戦前・戦中・戦後のわが国の公衆衛生の発展. *公衆衛生*. 2018; 82 (3): 188–194

- 43) 秦郁彦編. 日本官僚制総合事典 1868-2000. 東京: 東京大学出版会; 2001
- 44) 秦郁彦編. 日本近現代人物履歴事典 第2版. 東京: 東京大学出版会; 2013
- 45) 人事興信所編. 人事興信録. 第11版(昭和12年)上. 東京: 人事興信所, 1937. 参照 2022-10-20; <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072916/893>
- 46) 人事興信所編. 人事興信録. 第11版(昭和12年)下. 東京: 人事興信所, 1937. 参照 2022-10-20; <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1072938>
- 47) 日本研究のための歴史情報『人事興信録』データベース. 1937. 参照 2022-10-20; <https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/search>
- 48) グラムシ I. グラムシ問題別選集 2 ヘゲモニーと党. 東京: 現代の理論社; 1971
- 49) 神谷昭典. 日本近代医学の定立. 東京: 医療図書出版社; 1984
- 50) 小高健. 傳染病研究所. 東京: 学会出版センター; 1992
- 51) 横田陽子. 技術からみた日本衛生行政史. 京都: 晃洋書房; 2011
- 52) 田波幸男. 公衆衛生の発達 大日本私立衛生会雑誌抄. 東京: 財団法人日本公衆衛生協会; 1967. p. 125-126
- 53) 一般財団法人 日本公衆衛生協会. 一般財団法人日本公衆衛生協会の歩み. 参照 2022-10-20; [http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu01\\_1.pdf](http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu01_1.pdf)
- 54) 中瀬安清. 北里柴三郎と大日本私立衛生会. *The Kitasato*. 2006; 52: 6-7
- 55) Bartholomew JR. *The Formation of Science in Japan: Building a Research Tradition*. New Haven: Yale University Press; 1989
- 56) マキアヴェッリ N. 君主論. 東京: 講談社; 2004
- 57) ドイツチャー I. 武装せる予言者 トロツキー. 東京: 新潮社; 1964
- 58) ドイツチャー I. 武力なき予言者 トロツキー. 東京: 新潮社; 1964
- 59) ドイツチャー I. 追放された予言者 トロツキー. 東京: 新潮社; 1964
- 60) 尾崎耕司. 伝染病予防法考. 新しい歴史学のために. 1994; 213: 1-14
- 61) 尾崎耕司. 1879年コレラと地方衛生政策の転換—愛知県を事例として—. *日本史研究*. 1997; 418: 23-50
- 62) 尾崎耕司. 衛生組合に関する考察. 大手前大学人文科学部論集. 2005; 6: 53-84
- 63) 上林茂暢. 公衆衛生の確立における日本と英国一長と専齋と E・チャドウィックの果たした役割. *日本医史学雑誌*. 2001; 47(4): 665-696
- 64) 笠原英彦. いわゆる「明治一九年の頓挫」の実相. 笠原英彦, 小島和貴. *明治期医療・衛生行政の研究—一長と専齋から後藤新平へ—*. 京都: ミネルヴァ書房; 2011. p. 133-158
- 65) 小島和貴. 地方官制改革と内務省の衛生行政—明治二七年前後を中心として—. 笠原英彦, 小島和貴. *明治期医療・衛生行政の研究—一長と専齋から後藤新平へ—*. 京都: ミネルヴァ書房; 2011. p. 181-208
- 66) 小島和貴. 衛生官僚たちの内務省衛生行政構想と伝染病予防法の制定. *法制論叢*. 2015; 51(2): 271-299
- 67) 小島和貴. 長と専齋と内務省の衛生行政. 東京: 慶應義塾大学出版会; 2021
- 68) 竹原万雄. 近代日本の感染症対策と地域社会. 大阪: 清文堂; 2020
- 69) 逢見憲一. 書評 近代日本の感染症対策と地域社会. *日本医史学雑誌*. 2021; 67(1): 119-120
- 70) 馬場わかな. 日本における赤痢の流行と感染症対策の変遷 1890-1930. 2006; 99(3): 455-472
- 71) 久保田正広. 日本に「社会」はあるか. 西日本新聞 2020年11月17日
- 72) トッド E. パンデミック以後 米中激突と日本の最終選択. 東京: 朝日新聞出版; 2021. p. 105-118
- 73) 大日方純夫. 日本近代の歴史 2 「主権国家」成立の内と外. 東京: 吉川弘文館; 2016
- 74) 居石正和. 府県制成立過程の研究. 東京: 法律文化社; 2010
- 75) 幸徳秋水. 廿世紀之怪物帝国主義. 幸徳秋水. 幸徳秋水全集 第3巻. 東京: 明治文献資料刊行会; 1982. p. 192-193
- 76) 幸徳秋水. 帝国主義. 東京: 岩波書店; 1952. p. 88
- 77) 芥川龍之介. 侏儒の言葉. 芥川龍之介. 芥川龍之介全集 第13巻. 東京: 岩波書店; 1996. p. 31 (原文は、「良心は道徳を造るかも知れぬ. しかし道徳は未だ嘗て, 良心の良の字も造つたことはない。」)
- 78) 中国古典文学大系 13 漢書 後漢書. 東京: 平凡社; 1968. p. 114

# “Spanish Flu” and Public Health Strategies in Japan: Comparing Precautions of the Dainippon Private Hygiene Association with Those of the Ministry of Home Affairs’ Hygiene Bureau

Kenichi OHMI

Department of Health Promotion, National Institute of Public Health

We compared the Ministry of Home Affairs’ Hygiene Bureau’s “Prevention of Epidemic Influenza” and the “Prevention Precautions” of the Dainippon Private Hygiene Association’, issued in the early stages of the “Spanish flu”, i.e. the 1918–20 influenza pandemic, in Japan. In fighting against the “Spanish Flu” epidemic, where conventional measures diseases did not work, the Private Hygiene Association’s “Precautions” quickly proposed changes in behavior based on people’s understanding, whereas the Hygiene Bureau’s “Prevention” showed a difficulty of breaking away from the idea of identifying and isolating the source of infection.

The reasons are as follows: (1) due to the “Setback of Hygiene in 1886”, the local hygiene administration had fallen under the jurisdiction of the police, which resulted in a divergence between the government and the people, and (2) Kitasato Shibasaburo and his fellows, who were familiar with infectious disease research and countermeasures, had all retired from the “Institute of Communicable Diseases” in opposition to the administrative reform.

**Key words:** “Spanish flu”, Ministry of Home Affairs’ Hygiene Bureau, Dainippon Private Hygiene Association, Setback of Hygiene in 1886, Administrative Transfer of the Institute of Communicable Diseases